

「平成23年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

平成23年3月30日
茨城県保健福祉部生活衛生課
食の安全対策室

県では、「平成23年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、平成23年2月25日(金)から平成23年3月17日(木)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、本計画の内容と直接関係がないと考えられる意見につきましては除外させていただきましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施状況

(1) 募集内容

「平成23年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

(2) 募集期間

平成23年2月25日(金)から平成23年3月17日(木)まで

(3) 公表資料

- ①「平成23年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「平成23年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

(4) 資料入手方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」

(URL: <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

(5) 提出方法

電子メール, ファクシミリ, 郵送

(6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

(7) ご意見の提出状況

- ①意見提出数 3件
- ②意見等の数 12件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	特になし	
2 監視指導計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「口蹄疫」や「鳥インフルエンザ」などの家畜伝染病の発生状況に関しては、農林水産部と十分な連携を図り、万全の態勢をとるよう要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病発生時に、迅速な対応が図れるよう、日頃から情報交換を行うなど、十分な連携を確保してまいります。
3 立入検査	特になし	
4 食品等の試験検査	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の試験検査結果については、定期的に情報提供願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験検査の結果が判明した際には、ホームページなどを通じて迅速に公表しております。
5 重点監視指導項目	<ul style="list-style-type: none"> ・対象業種のリストアップと監視回数についてどのように決められているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として業種別に立入検査目標回数を設定するとともに、個別の営業施設について食中毒等健康被害の発生状況及び行政処分歴などを勘案し監視回数を設定しております。
6 食品表示の適正化の推進	特になし	
7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県の監視指導実態について、前年度実績や前年度計画との改訂点などを提示し、わかりやすく提供願いたい。 ・食品衛生に関するリスクコミュニケーションに積極的に参加したい。 ・食の安全については、消費者の関心事であるので、多くの県民が参加できるよう工夫して実施してほしい。 ・食の安全に関する啓発セミナーの開催を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度からは、前年度からの改正点等を色分けするなど、分かりやすい記述に努めてまいります。 ・食品衛生や食品表示等、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを引き続き推進してまいります。 ・県内各地域でリスクコミュニケーションを開催することにより、多くの県民が参加できるよう努めてまいります。 ・消費者等のご要望に応じて、セミナーなどを積極的に開催してまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民提案事業など，消費者団体や企業の力を活用することも検討してもらいたい。 ・ 食品衛生月間や食中毒等発生予防キャンペーンを開催するなど，効果的な県民啓発事業をお願いしたい。 ・ 食品関係団体が行うリスクコミュニケーション事業に対する支援をお願いする。 ・ 食品衛生フェアの開催にあたっては，消費者団体等の協力を求め，広く県民に周知してほしい。また，街頭だけではなく，会場を使用するなど工夫してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・安心に係る計画策定やその進捗に関し，消費者・生産者・食品関連事業者・学識経験者で構成する茨城県食の安全・安心委員会においてご助言をいただくこととしております。 ・ 食中毒予防月間（7月～8月）における啓発活動や茨城教育月間である11月を中心に開催する食品衛生フェアにおいて，街頭での啓発活動を引き続き実施してまいります。 ・ 食品関係団体が行うリスクコミュニケーションを県民に広く周知するほか積極的な支援に努めてまいります。 ・ 広く周知活動を実施し，効果的かつ効率的な開催に努めてまいります。また，消費者団体とも協力し効果的な実施方法について検討してまいります。
8 一斉取締り	特になし	
9 違反を発見した場合の対応	特になし	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	特になし	
11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導	特になし	
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	特になし	

その他	・非常時における対応計画の言及があれば、食品業者、消費者の食品に対する不安や関係する風評被害等が軽減されるのではないか。	・正確な情報を分かりやすく提供することにより、風評被害等の防止に努めてまいります。
-----	--	---